

かすみがうら市議会運営委員会会議録

平成29年2月9日 午後 2時03分 開 会

出席委員

委員長	小座野 定 信
副委員長	川 村 成 二
委員	矢 口 龍 人
委員	小松崎 誠
委員	田 谷 文 子
委員	岡 崎 勉

欠席委員

な し

委員外議員

議長	中 根 光 男
副議長	古 橋 智 樹

出席説明者

な し

出席書記名

議会事務局長	櫻 井 清
議会事務局補佐	神 野 厚
議会事務局	齋 藤 邦 彦

議 事 日 程

平成29年2月9日（火曜日）午後 2時03分 開 会

1. 開 会
2. 議長あいさつ
3. 協議事項
 - (1) 平成29年第1回定例会の運営について
 - ①提出案件について
 - ②議案の審査方法について
 - ③一般質問について
 - ④施政方針に対する質疑について
 - ⑤会期日程（案）について
 - (2) その他
4. 諮問に対する答申（案）について
5. 閉 会

開 会 午後 2時03分

○小座野定信委員長

どうも委員の皆様、きょうはお忙しい中ご苦勞さまでございます。
お忙しい中お集りいただきまして、まことにありがとうございます。
ただいまの出席委員数は6名で、会議の定足数に達しております。
よって会議は成立いたしました。
それでは、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。
会議に入る前に議長が出席されておられますので、ごあいさつをお願いいたします。

○議長（中根光男君）

委員の皆様には大変ご苦勞さまでございます。
第1回定例会に向けてのご協議をしていただくこととなりますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

○小座野定信委員長

ありがとうございました。
次いで、書記を指名いたします。議会事務局、齋藤係長を指名いたします。
本日の協議事項は、お手元に配付いたしました会議次第のとおりであります。
それでは、早速協議に入ります。
初めに、提出案件についてを議題といたします。
事務局、説明願ひます。
事務局長 櫻井 清君。

○議会事務局長（櫻井 清君）

わかりました。
お手元に配付しております平成29年かすみがうら市議会第1回定例会提出予定案件ということで簡単に説明のほうをさせていただきたいと思ひます。
現在の予定として提出されているということになります。

案件としては全体で 23 件になります。主だったものとして、条例の一部改正が 8 件、補正予算が 6 件、新年度予算が 7 件、その他の報告 1 件とその他が 1 件ということで全体で 23 件が今のところ提出されている案件でございます。

以上です。

○小座野定信委員長

ありがとうございました。

ここで暫時休憩を 5 分ほどとりまして、提出議案について皆さんお目通しをお願いいたします。暫時休憩をいたします。

休 憩 午後 2 時 0 5 分

再 開 午後 2 時 0 6 分

○小座野定信委員長

再開いたします。

次に、議案の審査方法についてを議題といたします。

お諮りいたします。

平成 29 年第 1 回定例会の議案審査の方法につきましては、先例により議長を除く全議員で構成する平成 29 年第 1 回定例会議案審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小座野定信委員長

ご異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、③一般質問についてを議題といたします。

一般質問の通告締め切りを 2 月 8 日午後 5 時までとして 7 名の議員から質問通告がありましたので、3 月 3 日金曜日に 3 名、3 月 6 日月曜日に 3 名、3 月 7 日火曜日に 1 名とし、3 日間といたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小座野定信委員長

また一般質問の内容につきましては、お手元に配付いたしましたとおりでございます。

ここで暫時休憩いたします。お目通し願います。

休 憩 午後 2 時 0 8 分

再 開 午後 2 時 1 1 分

○小座野定信委員長

それでは、再開いたします。

ご意見等がございましたら、挙手して発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小座野定信委員長

それでは、一般質問の期間を 3 日間とし、内容はお手元に配付いたしましたとおりとさせていただきます。

次に、④施政方針に対する質疑についてを議題といたします。

お諮りいたします。

平成 29 年第 1 回定例会招集告示日の 2 月 23 日に施政方針(案)の原稿があらかじめ配付されます。ここから施政方針に対する質疑通告期限を 3 月 2 日木曜日の午後 5 時までとすることによってよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小座野定信委員長

なお、施政方針に対する質疑は前例のとおり、執行部の答弁時間を含め議員 1 人 60 分とし、質疑回数を制限しないことによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小座野定信委員長

ご異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

先ほどというか前回もそうなんです、この質疑の時間等も非常に限られた中での 60 分ということで 1 人持ち時間が 60 分あるということは 15 人の議員が全員質疑できないような時間配分になってしまおうと思います。このことから、今回はこの前例に倣ったとおりで行うことがよろしいかと思うんですが、次回の施政方針、この 60 分ということをもう少し考えなくてはいけない場面に来ているのかなというふうに思います。

正直申しまして、以前よりもかすみがうら市議会も一般質問の人数、また発言等も随分と活発になっており、誰もが施政方針に対する質疑をしたい場面がふえているようなことになっていると思います。そういうことから、この時間の制限をもう少し狭めて多くの人が質疑できるような形をとっていくのも必要かなというふうに感じるところであります。

次に、⑤会期日程(案)についてを議題といたします。

お諮りいたします。

平成 29 年第 1 回定例会の会期は 3 月 2 日から 3 月 22 日までの 21 日間といたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小座野定信委員長

また、議案に対する質疑の通告期限を 3 月 2 日木曜日の午後 5 時までとし、討論の通告期限を 3 月 17 日金曜日の午後 5 時までとすることによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小座野定信委員長

ご異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、諮問に対する答申(案)についてを議題といたします。

答申案を配付いたしますのでお待ちください。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2 時 1 5 分

再 開 午後 2 時 1 8 分

○小座野定信委員長

それでは、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

本案のとおり議長に答申し、本委員会終了後に開催されます全員協議会で報告いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小座野定信委員長

ご異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

○小座野定信委員長

以上で本日の協議事項は全部終了いたしました。

それでは、これをもって議会運営委員会を閉会いたします。

閉 会 午後 2時19分

かすみがうら市議会委員会条例第30条の規定により署名する。

議会運営委員会委員長 小座野 定 信